

2026 年度上期

# 登録冷凍空調基幹技能者講習

## 受講案内



厚生労働省の建設事業主等に対する助成金のご案内

(P11 ページ以降の令和 7 年度版をご参照ください。)

(建設労働者技能実習コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00006.html)

講習修了後 2 か月以内に各都道府県労働局へ申請してください。

(助成金の問い合わせについては各都道府県労働局へご連絡ください。)

第 89 回東京

第 90 回福岡

} 2026 年 4 月 10 日 (金)、11 日 (土) (2 日間)

この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

# 日設連

(一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会)

(国土交通大臣登録第 26 号 登録基幹技能者講習機関)

## ◇登録冷凍空調基幹技能者とは◇

建設業法施行規則の改正により基幹技能者制度は、平成20年4月1日から登録講習制度として位置づけられ、国土交通大臣に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、平成21年度から経営事項審査で加点評価されています。

これに伴い、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会では、「冷凍空調基幹技能者」制度を立ち上げ、同時に、国土交通大臣登録機関として申請・登録(平成22年3月25日付登録)され、「登録冷凍空調基幹技能者」として、当会は講習事務を執り行うこととなりました。

登録基幹技能者とは、「熟練の技を持った技能者で、それに加えて、施工管理、品質管理、原価管理、安全管理等のマネジメントができる、技術的能力も保有し、現場の責任施工を担える優れた技能者」のことをいいます。

また、登録基幹技能者の役割として、①現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等 ②現場の作業を効率的に行うための技術者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成 ③生産グループ内の一般技能者の施工に係る指示、指導 ④前工程・後工程に配慮した他の職長等との連絡調整 等が期待されています。

さらに、国土交通省では、建設生産において基幹技能者を「専門工事業における主任技術者の中核的役割を担うもの」と位置づけ、制度の推進を図るとともに、登録基幹技能者制度の運営団体で「登録基幹技能者制度推進協議会」を設立して、その活用を図っています。

その中で、特に登録冷凍空調基幹技能者には、冷媒としてフロン等の危険な高圧ガスを扱うため、関係法令の熟知・遵守が求められています。また、地球環境保護の観点からも、冷媒の漏えい対策等、より高度な技術と十分な知見を有する必要があります。このように、登録冷凍空調基幹技能者には、安全と環境に配慮したマネジメント力や配管施工、メンテナンス等の指示・施工を行うことが求められています。

## 2026年度上期講習会（講習は2日間です）

講習会名	会場	定員	日程
第89回東京	機械振興会館 1日目:6-65 2日目:6D-4 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	50名	2026年 4月10日(金)～ 4月11日(土) (2地区同時開催)
第90回福岡	福岡商工会議所 3階304 〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28	30名	

受講者用の駐車場は確保しておりません。お車でお越しの場合は各自で駐車場を確保してください。

**\*2日目、安全管理、関係法令の科目のみ、講習会場にて、動画による講義になります。そ**

**の他の科目は講師による対面講義になります。**

### 1. 開催要領

#### (1) 受講要件 受講要件は次の要件の全てを満たす者

- ① 1級冷凍空気調和機器施工技能士（合格証書の写しが必要です）
- ② 冷凍空調設備施工の実務経験が10年以上（技能士合格後という条件はありません）
- ③ 職長教育修了（労安法第60条に規定する教育を受けたことを証する書類の写しが必要です）
- ④ ②のうち、職長としての経験が3年以上（職長教育修了後という条件はありません）

#### (2) 講義内容

[1日目] 9:45～18:05 (9:30より事前説明があります。)

科 目	内 容	講義時間(分)
基幹技能一般に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項（建設技術者の労働環境、基幹技能者のあり方）	60
基幹技能一般に関する科目	OJTとその進め方に関する事項	60
建設工事の施工管理、工程管理に関する科目	施工管理	60
	工程管理	100
	資材管理	60
	原価管理	60

[2日目] 9:20～16:55

科 目	内 容	講義時間(分)
基幹技能一般に関する科目	冷凍空調業界の最新の動向に関する事項	80
建設工事の施工管理、工程管理に関する科目	品質管理	60
	安全管理	60
基幹技能者関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	60
修了試験*		80

※) 修了試験は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

## 2. 申込み要領

受講・受験願書はホームページからダウンロードできます。 (<https://www.jarac.or.jp/>)

エクセル入力版とPDF（手書き入力）版が選択できます。エクセル入力版推奨

ダウンロードできない方は、下記までお問い合わせください。

☆問い合わせ先：（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）

電話03-3435-9411 FAX03-3435-9413 E-mail : [info@jarac.or.jp](mailto:info@jarac.or.jp)

### （1）提出書類（提出書類はすべてA4版としてください）

記入間違いを訂正する場合は、訂正箇所を二重線等で消して下さい。 訂正印は不要です。

修正ペン、修正液等で訂正された場合は、様式の再提出をお願いしています。

#### 1) 受講・受験願書（様式1）

- ① 顔写真1葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付  
(写真の裏面には必ず氏名をご記入ください)

- ② 裏面に、受講料（39,800円）の振込み控えの写しを貼付（振込手数料は振込者負担）

#### 2) 1級技能検定（冷凍空調機器施工）の合格証書の写し（A4版に縮小してください）

#### 3) 労働安全衛生法第60条に規定する職長教育を受けたことを証する書類の写し (A4の用紙にコピーしてください)

#### 4) 冷凍空調設備作業業務経歴書（第1号様式）

（他職種の基幹技能者修了証をお持ちの方は、その実務経験と今回業務経歴書に記載する実務経験が重複しないように注意してください）

#### 5) 身分を証明する以下のいずれかの書類

氏名・生年月日・現住所が確認できるように提出してください。

マスキング方法は【8. 身分を証明する書類について】を参照してください。

- ① 運転免許証の写し ② 住民票の写し

#### 6) 受講・受験票（様式2）

- ① 顔写真2葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付  
(写真の裏面には必ず氏名をご記入ください)

※「顔写真」は、合計で3葉（肩から上で顔全体が写っているもの、背景無地、脱帽、マスク・サングラス等不可）必要となります。

#### 7) 登録情報の公開に関する確認書

提出がない場合は、ホームページでの情報公開は行いません。

### （2）申込方法

角2封筒（A4用）に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達の記録が残る方法（書留や特定記録等）で郵送してください。（封筒の前面に、「登録冷凍空調基幹技能者講習申込書在中」と明記してください）

提出先・問い合わせ（下記をコピーのうえ切り取って宛先にご使用下さい）

〒105-0011  
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階

一般社団法人  
**JARAC** 日本冷凍空調設備工業連合会

TEL: 03-3435-9411 FAX: 03-3435-9413

mail: [info@jarac.or.jp](mailto:info@jarac.or.jp)

〈登録冷凍空調基幹技能者 申込書在中〉

（略称：日設連）

### (3) 受講・受験願書申込受付期間

全会場共通： 2026年1月26日（月）～3月9日（月）消印有効

※定員になり次第締めきります。

### (4) 受講料

39,800円（税込み）

\*教材費を含みます。

\*振込手数料は振込人のご負担です。

\*受講料は原則返還しません。ただし、登録冷凍空調基幹技能者事務規程第13条第3項に該当する場合は、登録冷凍空調基幹技能者講習事務規程運営要領第4条の規定に従い受講料を返還します。

### (5) 受講料振込先

○三菱UFJ銀行 六本木支店 普通 0999390

口座名：（社）日本冷凍空調設備工業連合会 ※口座名は（社）のままで

### (6) 受講票の送付について

- ① 受講申込みをされた方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた場合、受講料の入金確認後、「受講票」を送付します。（原則、受講日の3日前までに発送します）
- ② 受講票と一緒に、講習で使用する「テキスト」を送付します。
- ③ 受講票が、講習日の3日前までに届かない場合や紛失した場合、破損している場合は、（一社）日本冷凍空調設備工業連合会までご連絡ください。

### (7) 問い合わせ先

（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館310号室

電話03-3435-9411 FAX03-3435-9413

## 3. 修了試験の実施

### (1) 修了試験

講習の最終日の最後に修了試験を実施します。

試験は、四者択一式の25問です。

試験の際は、テキスト類の参照はできません。

### (2) 合否発表

合否の発表については、試験結果通知書（様式5）の送付により通知します。

合格者は、（一社）日本冷凍空調設備工業連合会のホームページに公表されます。公表内容は、受講番号及び氏名です。

### (3) 講習修了証の交付

合格者には「登録冷凍空調基幹技能者講習修了証」を交付します。

### (4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了試験に不合格になった者に対し、最初に不合格した年度の翌々年度までかつ2回まで受講免除し、修了試験のみ受けられます。（再受験費用は別途かかります）

## (5) 合格者のデータベース化

修了試験合格者は、登録冷凍空調基幹技能者として、日設連のホームページに公表するとともに、(一財)建設業振興基金が運用する「基幹技能者データベース」に登録されます。

また、情報公表を希望する場合は、別紙の「登録情報の公開に関する確認書」を提出することにより情報を公表することができます。公表内容は、氏名（カナ氏名含む）、生年月日、所属組織、所属組織の都道府県、所属組織の所在地、所属組織の連絡先、修了証番号、修了年月日及び更新回数です。

## 4. 登録冷凍空調基幹技能者講習修了証の更新

### (1) 有効期限

登録冷凍空調基幹技能者講習修了証の有効期限は、5年間です。有効期限後は、経営事項審査において加点評価の対象となる有資格者ではなくなります。

### (2) 更新

有効期限を延長する場合は、通信教育による能力確認試験合格後に、更新手続きをする必要があります。

有効期限の半年前を目途に、事務局より自宅宛に更新手続きの案内をする予定です。

## 5. 個人情報保護について

### (1) 法令等の遵守

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会は、登録冷凍空調基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

### (2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 登録冷凍空調基幹技能者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 登録冷凍空調基幹技能者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 登録冷凍空調基幹技能者の資格証等の再発行、更新講習のため
- 4) 登録冷凍空調基幹技能者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 資格制度のデータベースのため
- 6) 登録冷凍空調基幹技能者の登録データベースのため
- 7) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

### (3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

### (4) 第三者への提供

次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1) 登録冷凍空調基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合にあって、登録冷凍空調基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、登録冷凍空調基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに

対して協力する必要がある場合であって、登録冷凍空調基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (5) 安全管理

- 1)個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2)個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3)個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4)個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

## 6. 反社会的勢力排除に関する事項

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）は、登録冷凍空調基幹技能者本人もしくは所属企業の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者等が次の各項の一に該当する場合には、日設連は何らの予告を要さずに当該資格をはく奪、若しくは資格を与えない、又は講習を受けさせないことができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 日設連は、前項の規定により、当該資格をはく奪、若しくは資格を与えない、又は講習を受けさせないこととした場合に、当該登録冷凍空調基幹技能者本人若しくは所属企業等に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により日設連に損害が生じたときは、当該登録冷凍空調基幹技能者若しくは所属企業はその損害を賠償するものとする。

## 7. 登録冷凍空調基幹技能者事務規程（抜粋）

### （講習の内容等）

第7条 講習は、施行規則第18条の8に規定する基準に適合する方法で、講義及び試験により行う。

- 2 講義の科目、内容及び時間は別表1による。
- 3 試験の科目及び内容は別表2による。
- 4 試験の出題は、別表2に定める各科目の内容毎に1題以上出題するものとし、その総数は25問とする。
- 5 試験は、四者択一式の学科試験とし、時間は80分とする。
- 6 受講・受験票を提示しない者は、試験を受験することができない。
- 7 試験時は講習テキスト、ノート類の参照は不可とし、机の上に置いてはならない。
- 8 試験の開催日ごとに試験問題を変更する。

### （受講資格）

第10条 講習を受講できる者は、次の各号に掲げる項目すべてに該当するものとする。

- (1) 冷凍空調設備施工の実務経験が10年以上で、うち3年以上の職長経験があること。
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級冷凍空気調和機器施工技能士（冷凍空気調和機器施工業）の資格を有すること。

### （受講審査等）

第12条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- (1) 受講の申込者が第10条の規定に該当する者であること。
  - (2) 前条に規定する願書等、必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
  - (3) 第13条に規定する受講料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。

- 3 願書又は添付書類に不備を認めたときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
- 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講・受験票を交付する。

(受講料)

第13条 受講料の額は39,800円（税込み）とする。

- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
  - 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
    - (1) 第12条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
    - (2) 日設連の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかつたとき
    - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかつたとき
    - (4) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があつたとき
- ただし、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(再受験手続き)

第14条 第26条の規定により再受験する者は、再受験願書に第25条第2項に規定する講習試験結果通知書の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

(再受験料)

第15条 再受験料の額は12,500円（税込み）とする。

(合否の判定基準)

第24条 試験の合否判定基準は、別表2に定める試験科目の合計点6割以上を標準とし、毎年度、講習委員会で決定する。

(合否の判定等)

- 第25条 合否の判定は、講習委員会が行い、会長が決定する。
- 2 合否の判定結果は、試験結果通知書により本人に通知する。
  - 3 合格者は、日設連のホームページ等で公表するものとする。

(試験の不合格者の扱い)

第26条 試験の不合格者に対して、最初に不合格した年度の翌々年度までかつ2回まで講義の受講免除措置を与えるものとする。

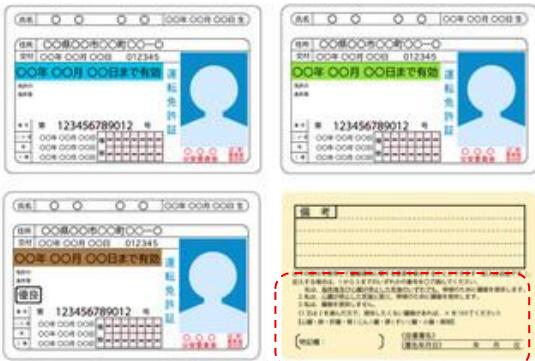
(不正手段による受講者に対する措置)

第27条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

以上

## 8. 身分を証明する書類について

### 運転免許証の写し



臓器提供の意思欄  
をマスキング

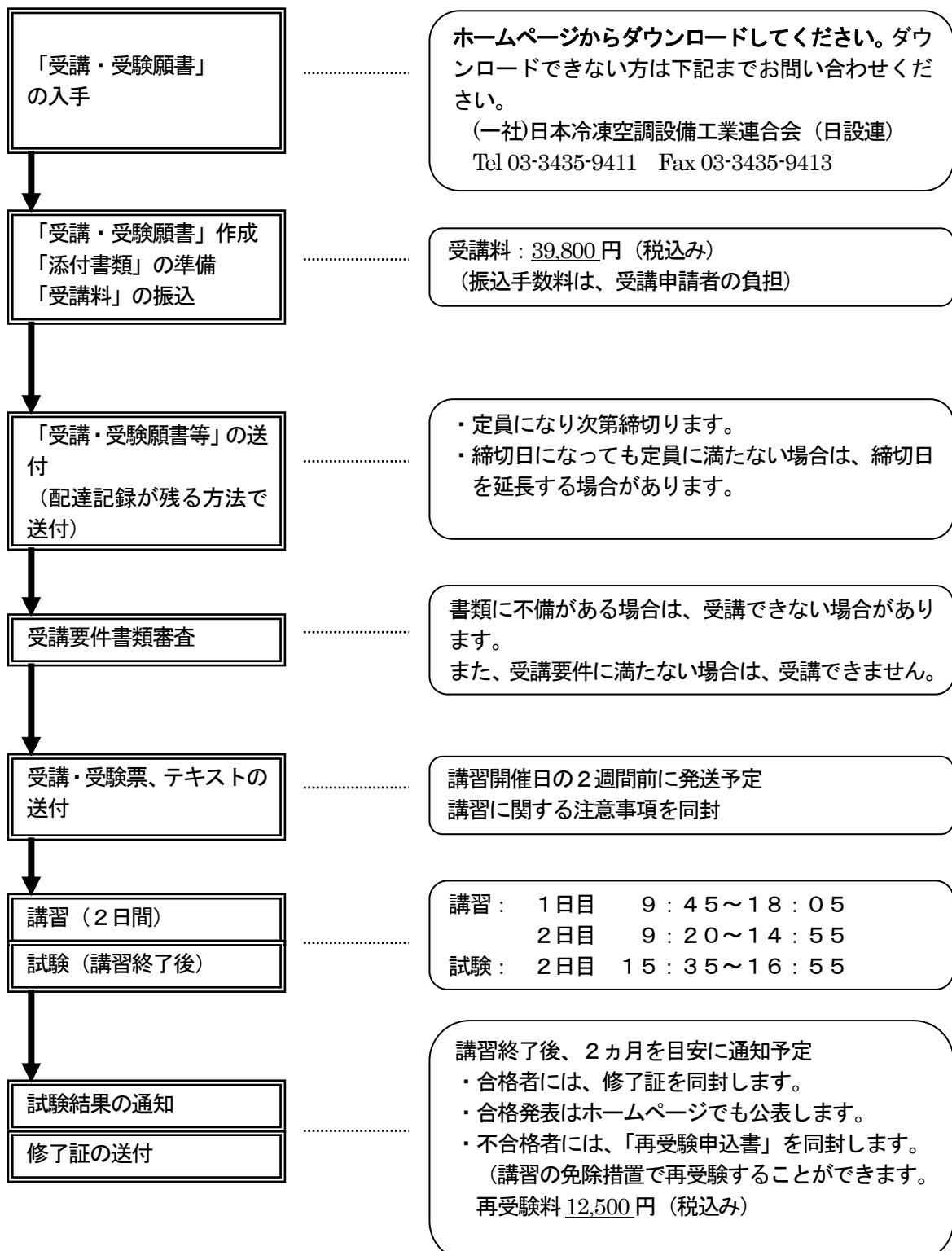
- ・裏面 住所変更、氏名変更など記載がある場合は裏面も提出
- ・【臓器提供の意思欄】をマスキング

### 住民票の写し



- ・個人番号を省略してください
- ・本籍、ほか本人の情報以外を省略してください

## 申込みから合否発表までの流れ



(注)修了証の有効期間は5年間です。能力確認試験合格後更新できます。

## 建設事業主等に対する助成金のご案内

## 建設事業主向け助成コース一覧（令和7年度）

## トライアル雇用助成金

若年・女性 建設労働者 トライアルコース	35歳未満や女性を対象として試行雇用を行った場合	1人あたり4万円／月×3か月 (トライアル雇用助成金の上乗せ)	P5
----------------------------	--------------------------	------------------------------------	----

## 人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合	中小建設事業主 対象経費の3／5<3／20> 中小建設事業主以外 対象経費の9／20<3／20>など	P6
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	女性専用の作業員施設を整備した場合	女性専用作業員施設 対象経費の3／5<3／20>	P13
	作業員宿舎、作業員施設や賃貸住宅を整備した場合（石川県）	作業員宿舎 建設労働者の数×25万円 作業員施設及び賃貸住宅 対象経費の2／3	P16
建設キャリアアップシステム等活用促進コース（雇用管理改善促進事業）	建設キャリアアップシステムを活用して雇用管理改善の取組を行った場合	算定対象となる技能者の数×16万円	P22

## 人材開発支援助成金

建設労働者認定訓練コース	認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	経費助成 対象経費の1／6	P25
	建設労働者に対して認定訓練を受講させた場合	賃金助成 3,800円／人日 <1,000円／人日>	P26
建設労働者技能実習コース	若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主（20人以下） 経費助成 3／4 <3／20> 賃金助成 8,550円／人日 <2,000円／人日>	P28
		中小建設事業主（21人以上） 経費助成 7／10 <3／20> 賃金助成 7,600円／人日 <1,750円／人日> など	

< >は賃金要件、資格等手当要件を満たした場合の増額分です。詳しくはP 3をご覧ください。  
助成額は100円未満切り捨てとなります。



建設事業主等に対する助成金

検索

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。

※都道府県労働局へのお問い合わせは巻末の一覧をご活用ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# 助成金の利用に当たってのご注意

本冊子は、建設事業主に対する助成金の各コースの内容について簡潔に記載したものです。詳細な要件等については、各コースの支給要領をご参照いただくか、最寄りの労働局にお問い合わせください（連絡先は巻末のページをご参照ください）。

支給要領は[コチラ](#)からご覧ください。（QRコードからもアクセスできます）



## （1）申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。（提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に御相談ください。）

## （2）現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求めることがあります。

これらの確認などに御協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

## （3）助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、又は受けようとした場合（以下「不正受給」という）、若しくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、

- 不支給決定又は支給決定の取消し
- 不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日から5年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。  
また、他の助成金でも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。
- 返還に関しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金（法定利息）が加算されます。

## （4）書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類（訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など）は、この助成金に関する支給（不支給）決定日から起算して5年間保存してください。

## 助成金の不支給要件

次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

- 1 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主等
- 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主等
- 5 暴力団関係事業所の事業主等
- 6 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合
- 7 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主等
- 8 助成金の不正受給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

その他の支給要件については、各コースのページをご覧ください。また、事前に最寄りの都道府県労働局又はハローワークに御相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

# パンフレットの用語について

建設労働者を雇用して建設事業を行う者であり、「Aの建設事業主」又は「Bの建設事業主」のいずれかを指します。

## 「建設事業主」

※ 建設労働者を雇用しない、いわゆる「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主にはあたりません。

「Aの建設事業主」…「建設の事業」の雇用保険料率※<sup>1</sup>の適用を受ける建設事業主

雇用保険の適用上1つの事業所として認められている「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける事業所

「Bの建設事業主」…「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率※<sup>2</sup>の適用を受ける建設業の許可※<sup>3</sup>を有する建設事業主

雇用保険の適用上1つの事業所として認められている「一般の事業」

又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率※<sup>2</sup>の適用を受ける事業所

「中小建設事業主」 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

「Aの中小建設事業主」…「Aの建設事業主」かつ「中小建設事業主」である事業主

「Bの中小建設事業主」…「Bの建設事業主」かつ「中小建設事業主」である事業主

「建設事業主団体」 建設事業主の団体又はその連合団体であって、構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上であって、財務及び活動等の状況からみて、事業を的確に遂行することができると認められる団体をいいます。

「雇用管理責任者」 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れ及び配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関する事を管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務とされています。

本助成金の申請を行うにあたり、建設事業主は雇用管理責任者を選任していることが必要となります。

※1 「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」として、令和7年度における雇用保険料率17.5/1,000の適用を受ける事業主

※2 令和7年度における雇用保険料率は「一般の事業」が14.5/1,000であり、「農林水産業、清酒製造業」が16.5/1,000です。

※3 建設業法における建設業の許可区分は以下のとおりです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	建築一式工事	電気通信工事	△
熱絶縁工事	石工事	管工事	舗装工事	防水工事	建具工事	水道施設工事	
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事	
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事	解体工事

## 賃金の支払いが必要です

事業主が本助成金の対象となる訓練等を労働者に受講させるためには、事業主から労働者に対し、訓練等の受講にかかる業務命令を行うこととなります。

業務命令により訓練等を受講させることは、労働者を労働に従事させたこととなり、労働の対価として賃金の支払いが必要となります。本助成金の申請にあたり、賃金台帳等により賃金の支払いが確認できない場合は助成を行うことができませんので御注意ください。

## 建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成）／（賃金向上助成・資格等手当助成）

## 1. 受給できる建設事業主

次のイ 及び 口に該当する建設事業主が対象となります。（自らが雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え）

## イ 事業主の分類について

以下のどちらかに当てはまることが必要です。

① A の中小建設事業主の場合

A の中小建設事業主

雇用管理責任者の選任

② B の中小建設事業主の場合

B の中小建設事業主

雇用管理責任者の選任

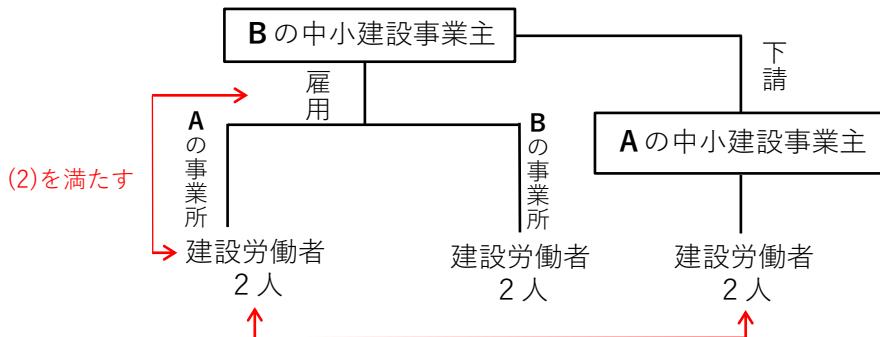
※上記に加え、以下を いずれも 満たす必要があります。

(1)受講者の3分の2以上が

- ・「A の事業所」で雇用される者 もしくは
- ・「A の事業所」で雇用される者と下請の「A の中小建設事業主」に雇用される者であること

(2)訓練を実施する B の中小建設事業主に雇用され、勤務場所が「A の事業所」である者が1名以上受講すること

## ②イメージ ※受講者計6名の場合



【用語説明】※詳しくはP 2をご覧ください。

(1)を満たす

- ・A の中小建設事業主：「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・B の中小建設事業主：「建設の事業」以外の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・A の事業所：「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける事業所
- ・B の事業所：「建設の事業」以外の雇用保険料率の適用を受ける事業所

## 口 賃金の支払いについて

雇用する雇用保険被保険者である建設労働者に受講させ、同じ時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。

所定労働時間外又は所定労働日以外の休日等に受講させた場合は、通常の賃金に加えて、所定の割増をした賃金の額以上の賃金を支給することが必要です。

## 2. 助成の算定対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する雇用保険被保険者である建設労働者であり、実際に訓練を受けた時間数が総訓練時間数の7割以上の者

- ・助成の対象となる「A の中小建設事業主」に雇用される建設労働者
- ・助成の対象となる「B の中小建設事業主」に雇用される建設労働者のうち「A の事業所」で勤務する建設労働者
- ・助成の対象となる「B の中小建設事業主」と直接の下請関係にある、「A の中小建設事業主」に雇用される建設労働者

### 3. 助成の対象となる技能実習

次のイ又は口に該当する技能実習が対象となります。

#### イ 技能実習

以下のすべての要件を満たす技能実習で次ページの表に「〇」があるもの

(1) 1日1時間以上であること。次ページの表①、⑤及び⑦については合計10時間以上

(①は1時間以上実技の時間を設けること。実技・学科の時間の割合は問わない。)

※単なる開・閉講式やオリエンテーションなどのみの場合は、その日は助成の対象となりません。

(試験に要する時間は対象に含まれます。)

(2) 技能実習の期間は6か月以内とすること(口に記載する「技術検定」はこの限りでない。)

(3) 次ページの表①または⑤を自ら実施する場合、実習の指導員は以下いずれかに該当する者であること

・その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者

・1級技能検定に合格した者

・その他管轄労働局長がこれらと同等以上の能力があると認める者であること

※職場訓練(労働者を日常の職場で業務に就かせたまま行う訓練)及び営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象なりません。

※労働者本人から技能実習に要した費用を徴収する場合は助成の対象なりません。

確認のため、現金出納帳等の会計帳簿の提出を求めることがあります。

※認定訓練(都道府県より補助又は助成を受けて行われる場合)は助成の対象なりません。

#### 口 技術検定に関する講習

以下のすべての要件を満たす技能実習であるもの

(1) 建設業法で定める技術検定(※)に関する講習であり、受講を開始する日において雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象であること。対象となる講習については、[厚生労働省ホームページ\(教育訓練講座検索システム\)](#)をご覧いただくな、都道府県労働局にお尋ねください。

(教育訓練講座検索システムはQRコードからもアクセスできます。)

(2) 雇用保険法に定める指定教育訓練実施者が実施するものであること



※建設業法で定める技術検定の検定種目は以下のとおりです。

建設機械施工管理	土木施工管理	建築施工管理	電気通信工事施工管理
電気工事施工管理	管工事施工管理	造園施工管理	

No.	実習内容	中小建設事業主が自ら行う場合	登録教習機関が実施する実習を受講させる場合	登録基幹技能者講習実施機関が実施する実習を受講させる場合	職業訓練法人が実施する実習を受講させる場合	所属する中小建設事業主団体※2が実施する実習を受講させる場合	建設事業主が自ら行う場合	所属する建設事業主団体※2が実施する実習を受講させる場合
①	建設工事における作業に直接関連する実習（②から⑥以外のもの）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
②	労働安全衛生法で定める特別教育（34～35ページ・表1に限る）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
③	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（36ページ・表2に限る）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
④	労働安全衛生法に基づく教習及び技能講習（37ページ・表3に限る）	×	○	×	×	×	×	×
⑤	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（38ページ・表4に限る）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
⑥	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習（39～40ページ・表5参考）	×	×	○	×	×	×	×
⑦	技能継承に係る指導方法の向上のための講習※3	×	×	×	○	×	×	×

※1 中小建設事業主以外の建設事業主が、

- 雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合
- 所属する建設事業団体に対し、雇用する女性建設労働者に係る技能実習を委託して行う場合に限ります。

※2 実習の委託先となる中小建設事業主団体は、次のいずれにも該当する団体に限ります（建設事業主団体の場合は「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え）。

- 団体の構成員のうち、建設事業主が50%以上を占めていて、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること
- 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること
- 実施する技能実習の受講者のうち3分の2以上が、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者及び「Bの中小建設事業主」のうち勤務場所が「Aの事業所」である建設労働者であること

※3 建設関係の認定訓練において指導員の補助者として訓練に入り、実際の訓練の中で指導員から指導の方法を学ぶという形態の講習です。

## 4. 助成額

### イ 経費助成

(1) 雇用保険被保険者数20人以下 (企業全体、技能実習の開始日時点) の場合

支給対象費用の

3／4

(2) 雇用保険被保険者数21人以上 (企業全体、技能実習の開始日時点) の場合

①35歳未満の労働者について

支給対象費用の

7／10

②35歳以上の労働者について

支給対象費用の

9／20

(3) 中小建設事業主以外の建設事業主が、自らが雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合

支給対象費用の

3／5

#### <上限額>

1つの技能実習について、1人あたり10万円まで。

### 支給対象経費一覧

支給対象費用	基準
事業主自ら実施する場合	指導員謝金 実費相当額（部外指導員に対し、直接支払いを行ったものに限る）
	指導員旅費 実費相当額（交通費に限る）
	実習場所の借上料 実費相当額（関係者間の賃貸借の場合には、一般的に料金表に基づき有料で賃貸されている会場である場合に限る）
	建設機械の借上料 実費相当額
	教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用 実費相当額
	委託費 自ら計画した実習の一部を所属する建設事業主団体等に委託する場合に限る。
所属する建設事業主団体等の実施する実習を受講させた場合	受講料 実費相当額

※都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等の経費は、助成対象となりません。

## 口 賃金助成

(1) 雇用保険被保険者数20人以下 (企業全体、技能実習の開始日時点) の場合

1日あたり 8,550円  
<9,405円>

(2) 雇用する雇用保険被保険者数21人以上 (企業全体、技能実習の開始日時点) の場合

1日あたり 7,600円  
<8,360円>

※ (1)、(2)ともに通学制、1日3時間以上受講した日に対して助成(20日分まで)

< >は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

## ハ 賃金向上助成・資格等手当助成 (詳細はP3参照。以下の金額が上乗せされます。)

(1) 「イ 経費助成」の支給決定を受けている場合

支給対象経費の 3/20

※1人あたり2万円まで

(2) 「口 賃金助成」の支給決定を受けている場合

① 雇用保険被保険者数20人以下 (企業全体、技能実習の開始日時点) の場合

1日あたり 2,000円

② 雇用する雇用保険被保険者数21人以上 (企業全体、技能実習の開始日時点) の場合

1日あたり 1,750円

### <上限額>

支給申請年月日を基準とし、一事業年度(4/1~3/31)あたり500万円(※)まで

※経費助成、賃金助成、賃金向上助成・資格等手当助成の合計額。

中小建設事業主以外の建設事業主が自ら雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は、  
経費助成のみの支給となります。

## 5. 手続き

### ① 計画届の届出

雇用保険適用事業所ごとに、技能実習を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までに必要書類一式を技能実習の受講者が属する事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。

なお、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者が実施する実習(※)を受講させる場合、計画届の提出は不要です。

※例えば、登録教習機関等で学科のみ実施し、事業所で実技を実施する場合は、計画届の提出が必要です。

### 計画届の届出

- ・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成) ) 計画届(建技様式第1号)

都道府県労働局

計画届(写し)の返送

中小建設事業主

## ※ 計画届の変更

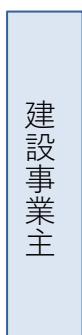
「実施日」・「実習内容」・「講習実施機関名（主催者名）」・「実施場所」に変更が生じる場合は、事前に必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

※ 技能実習の開始日が変更となる場合については、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出してください。

## ② 支給申請書（経費助成、賃金助成）の提出

技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

※技能実習を行った期間の賃金の支払日から支給申請期限まで2週間未満の場合については、技能実習を行った期間の賃金の支払日から2週間以内に提出してください。



### 支給申請（経費助成、賃金助成）

- ・人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）
- ・添付書類

支給決定（又は不支給決定）



## ③ 支給申請書（賃金向上助成・資格等手当助成）の提出

賃金が改定され、建設労働者に支払った日から3ヶ月後となる日（その月において3ヶ月後となる日がない場合は、その月の末日）の翌日から起算して5ヶ月以内に、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。（各要件はP3をご確認ください。）



### 支給申請（賃金向上助成・資格等手当助成）

- ・人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書（建技様式第3号の3）
- ・添付書類

支給決定（又は不支給決定）



## 6. 提出書類

41ページ以降をご覧ください。

表5 各専門工事業団体における登録基幹技能者講習の実施団体①

No.	登録基幹技能者講習の種類	団体名
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会
2	登録橋梁基幹技能者	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録造園基幹技能者	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
5	登録防水基幹技能者	(一社)全国防水工事業協会
6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社)日本塗装工業会
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会
9	登録機械土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会
10	登録海上起重基幹技能者	(一社)日本海上起重技術協会
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
12	登録鉄筋基幹技能者	(公社)全国鉄筋工事業協会
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会
14	登録型枠基幹技能者	(一社)日本型枠工事業協会
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会
20	登録エクステリア基幹技能者	(公社)日本エクステリア建設業協会
21	登録建築板金基幹技能者	(一社)日本建築板金協会
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業共同組合連合会
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	(一社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消火設備基幹技能者	(一社)消防施設工事協会

次ページへ続きます>>

# 提出書類

各コースについて、計画の届出及び支給申請に必要となる書類は以下のとおりです。

## <各コース共通>

### 支給申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）
<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届

## 1. トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）

### ①支給申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給申請書（建ト様式第1号）
<input type="checkbox"/>	「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書（一般トライアルコース）（写し）」、「障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアル雇用助成金支給申請書（障害者トライアルコース）」（写し）（各共通様式第2号） ※トライアル雇用助成金各コースの支給申請と本コースの申請を同時に行う場合は不要です。
<input type="checkbox"/>	算定の対象となる建設労働者であることを確認できる書類（求人票（写し）、雇用契約書等）
<input type="checkbox"/>	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

## 2-1. 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費等助成））

### ①計画の届出に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費等助成））計画届（建魅様式第1号）
<input type="checkbox"/>	事業計画内訳書（建魅様式第1号別紙1）
<input type="checkbox"/>	共催する場合は、事業計画書（建魅様式第1号別紙2）

### ②計画の変更に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））に係る計画変更届（建魅様式第1号）
<input type="checkbox"/>	変更後の事業計画内訳書（建魅様式第1号別紙）

登録基幹技能者実施機関が実施する実習を受講させる場合、計画書の届出は不要になります。P32参照

## 5-1. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成））

### ① 計画の届出に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成））計画届（建設事業主用）（建技様式第1号）
--------------------------	----------------------------------------------------------

### ② 計画の変更に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成））変更届（建技様式第2号）
--------------------------	--------------------------------------------------

### ③ 支給申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）
<input type="checkbox"/>	受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）
<input type="checkbox"/>	賃金台帳（写し）
<input type="checkbox"/>	就業規則（写し）、雇用契約書（写し）、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類（写し）
<input type="checkbox"/>	出勤簿（写し）、タイムカード（写し）時間外手当、割増賃金等支払い証明書「兼休日（出勤扱・振替）証明書」（建技様式第3号別紙4）等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類
<input type="checkbox"/>	実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
<input type="checkbox"/>	登録教習機関等が実施する実習を受講させた場合、技能実習委託契約書（書式の参考として建技別様式第3号）受講申込書（訓練名称・期間・受講料等が明記されたもの）（写し）又は技能実習委託契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	訓練実施主体が、所属する建設事業主団体であり、当該団体より経費助成の計画届が提出されておらず、中小建設事業主及び建設事業主が賃金助成賃金助成のみを申請する場合は、当該団体が証明した構成員内訳表（建技別様式第1号、建技別様式第1号（別紙））
<input type="checkbox"/>	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類（経費助成の場合でeラーニングによって実施された訓練については修了証、賃金助成の場合で建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合には、建設キャリアアップシステムから出力される技能者情報に係る書面、建設キャリアアップカードの写し等、登録を証する書面または、登録申請書の写し等、申請中であることを証する書面など）

助成金についてのお問い合わせ先 ※申請先については別途ご確認ください。

労働局	担当	所在地	電話番号
北海道	職業安定部 職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター	〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎3階	011-738-1043
青森	職業安定部 職業対策課	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2003
岩手	職業安定部 職業対策課	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオス 19F	019-606-3285
宮城	職業安定部 職業対策課	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8063
秋田	職業安定部 職業対策課	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	018-883-0010
山形	職業安定部 職業対策課	〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-626-6101
福島	職業安定部 職業対策課	〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 3階	024-529-5409
茨城	職業安定部 職業対策課 助成金事務センター	〒310-0801 水戸市桜川2-5-7 MシティビルⅢ 2階	029-297-7235
栃木	職業安定部 職業対策課	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4階	028-614-2263
群馬	職業安定部 職業対策課	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5008
埼玉	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー17F	048-600-6217
千葉	職業安定部 職業対策課	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5階	043-441-5678
東京	ハローワーク 助成金事務センター	〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎3階	03-5990-6116
神奈川	神奈川 助成金 センター	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル5F	045-270-7989
新潟	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 住原新潟ビル1階	025-278-7181
富山	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル4F	076-432-9162
石川	職業安定部 職業対策課	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階・6階	076-265-4428
福井	職業安定部 助成金センター	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 サクラNビル8階	0776-22-2683
山梨	職業安定部 職業対策課	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858
長野	職業安定部 職業対策課	〒380-8572 長野市中御所1-22-1	026-226-0866
岐阜	職業安定部 職業対策課	〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650
静岡	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒420-0853 静岡市葵区追手町8-1 日土地静岡ビル4階	054-275-3010
愛知	職業安定部 あいち雇用助成室	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 伏見庁舎11階	052-219-5518
三重	職業安定部 職業対策課	〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059-226-2111

労働局	担当	所在地	電話番号
滋賀	職業安定部 職業対策課	〒520-0806 大津市打出浜14-15	077-526-8251
京都	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル 虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	075-241-3269
大阪	職業安定部 雇用保険課 助成金センター	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階	06-7669-8900
兵庫	職業安定部 職業対策課 ハローワーク 助成金デスク	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階	078-221-5440
奈良	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル4階	0742-35-6336
和歌山	職業安定部 職業対策課	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1161
鳥取	職業安定部 職業安定課	〒680-8522 鳥取市富安2-89-9	0857-29-1707
島根	職業安定部 職業対策課	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7022
岡山	職業安定部 職業対策課 助成金事務室	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル 6階	086-238-5301
広島	職業安定部 職業対策課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F	082-502-7832
山口	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒753-0078 山口市緑町3-29 山口県労働者福祉文化中央会館 2階	083-902-1564
徳島	職業安定部 職業対策課	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-611-5387
香川	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階	087-823-0505
愛媛	職業安定部 職業対策課 職業対策課分室 (助成金センター)	〒790-0878 松山市勝山町二丁目6-3 FJ松山ビル2階	089-987-6370
高知	高知労働局 助成金センター	〒781-8560 高知市大津乙 2536 - 6 高知公共職業安定所3階	088-878-5328
福岡	職業安定部 職業対策課 福岡助成金 センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館1階	092-411-4701
佐賀	職業安定部 職業対策課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7173
長崎	職業安定部 職業対策課	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0042
熊本	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒860-0047 熊本市西区春日3-26-47 JR熊本春日南ビル3階	096-312-0086
大分	職業安定部 職業対策課 大分助成金センター	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル 4階	097-535-2100
宮崎	職業安定部 職業対策課	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985-62-3125
鹿児島	職業安定部 職業対策課	〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-219-5101
沖縄	職業安定部 職業対策課 沖縄助成金センター	〒900-0006 那霸市おもろまち2-1-1 那霸第2地方合同庁舎(1号館)1F	098-868-1606